

2010年(平成22年)9月21日 火曜日(第3種郵便物認印付)

Q 長引く不況によって人件費を抑制する必要があるため、当社は余剰人員を対象に退職するように働き掛けをしようと考っています。退職勧奨を行う時にはどのような点に注意しなければならないのでしょうか。

退職勧奨の注意点は?



A 退職勧奨とは、従業員に対し退職するよう働き掛け、自発的ないい意思による退職ですか。思による退職ですか。は、退職勧奨が従業員の自由な意思の形成を行なう解雇とは異なります。会社の経営上の理由などから使用者が必要な説明を行い、従業員に圧力を加えて退職するか否かについて選択の自由を奪つて退職届を出させる、誇張や虚偽の説明で判断を誤らせる、退職勧奨にて従業員の自発的な意

従業員の自由意思で

応じる意思がないのが明らかなのに執拗な説得を繰り返す、などは意思表示の無効、取り消し、または不法行為になる危険があります。

裁判例では、懲戒解雇事由となるべき事実はないにもかかわらず懲戒解雇になると誤信して退職願を提出したときには、動機の錯誤にあたるとして合意退職を無効とした事例があります。また、上司が懲戒解雇事由に該当すると誤った判断を告げて退職願の提出を求

めで退職させたことが強迫に該当するとした事例もあります。長期間にわたって執拗な退職勧奨を繰り返し、激しい疲労などに陥っているのに乘じて退職の中出しを行なえたことが強迫に該当するとしていた事例、退職の意思がない者に対し十数回にわたって勧奨行為を行つたことが不法行為に該当するとした事例などもありますので、退職勧奨を行う際の言動、態様は注意が必要です。

(弁護士 松田健太郎)